☆足利市民プラザ施設使用料

施設名	室名 ＼ 使用区分		階	定員（人）	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	全日 午前9時から 午後10時まで	摘要
文化ホール	文化ホール	平日	1	826	14300 円	19800 円	25300 円	49500 円	舞台・ホワイエを含む
		土・日・休日			17600 円	25300 円	33000 円	64900 円	
	舞台のみ	平日			4180 円	5720 円	7590 円	14740 円	客席数 1F 490席 2F 336席
		土・日・休日			5280 円	7590 円	9900 円	19030 円	
	ホワイエのみ	平日			1760 円	2530 円	3300 円	6490 円	
		土・日・休日			2310 円	3300 円	4400 円	8360 円	
	楽屋 1	15㎡			330 円	440 円	550 円	1100 円	
	楽屋 2	30㎡			660 円	880 円	1100 円	2200 円	
	楽屋 3	39㎡			990 円	1320 円	1650 円	3300 円	
	リハーサル室	80㎡	2	50	1650 円	2200 円	2750 円	5610 円	
	サークル室 1	30㎡		20	660 円	880 円	1100 円	2200 円	
	サークル室 2	29㎡		20	660 円	880 円	1100 円	2200 円	

施設名	室名	面積（㎡）	階	定員（人）	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	摘要
本館	101号室	125	1	80	2420 円	3850 円	4950 円	2部屋をつなげて1部屋としてご利用頂くことも可能です。
	102号室	63		45	880 円	1650 円	2420 円	
男女共同参画センター	第6講習室	95	2	45	1760 円	2750 円	3300 円	
	第5講習室	63	3	45	880 円	1650 円	2200 円	
	軽運動室	138			1回 2時間 2200円			
	料理教室	131	4	35	1100 円	1650 円	2200 円	
	第1講習室（和室）	90(39畳)		45	1760 円	2750 円	3300 円	
	第2講習室（和室）	35(18畳)		20	550 円	880 円	1100 円	
	第3講習室（茶室）	31(10畳)		20	1100 円	1760 円	2200 円	
	第4講習室（和室）	35(18畳)		20	550 円	880 円	1100 円	
西館	小ホール	468	1	450	7700 円	11000 円	14300 円	客席面積は325㎡
	プラザサロン1号室	141		90	2970 円	4400 円	5940 円	10640円（全日）
	プラザサロン2号室	50		30	1100 円	1650 円	2200 円	3960円（全日）
	美術教室	161	2	30	1650 円	2420 円	3300 円	
	染色教室	137		20	1650 円	2420 円	3300 円	
	陶芸教室	102		20	1650 円	2420 円	3300 円	
	301号室	160	3	100	3300 円	4840 円	6600 円	
	302号室（和室）	52(20畳)		25	880 円	1650 円	2420 円	
	303号室（和室）	52(23畳)		25	880 円	1650 円	2420 円	
	401号室	160	4	100	3300 円	4840 円	6600 円	
	402号室	37		20	550 円	1100 円	1650 円	
	403号室	37		20	550 円	1100 円	1650 円	
	404号室	37		16	550 円	1100 円	1650 円	

1 **文化ホール**をリハーサルのために使用する場合の使用料は、規定使用料に***100分の30***を乗じて得た額とします。

2 使用時間を超過した場合は、超過1時間以内は***100分の30***が加算されます。

3 市民以外の方が使用する場合の使用料は***100分の50***が加算されます（特定使用料）。ただし、次の市・町の方については、市民扱いになります。

佐野市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町。

4 入場料・参加料・その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、規定使用料または特定使用料に次に定める率を乗じて得た金額が加算されます。

（1） 入場料1,500円未満のとき ***100分の50***

（2） 入場料1,500円以上のとき ***100分の100***

5 展示会等物品の販売を目的として使用する場合の使用料は、規定使用料または特定使用料に***100分の100***が加算されます。

	使用区分	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	全日 午前9時から 午後10時まで	
身体障がい者スポーツセンター	個人使用	110 円	130 円	190 円	430 円	
	団体使用（10人以上）	770 円	990 円	1320 円	3080 円	

1 身体障害者手帳の所有者は無料です。

2 毎月第1日曜日及び毎週水曜日の午後・夜間は身体障害者専用の使用日です。

3 一般の利用者が利用する場合、使用時間を超過した場合は、超過1時間以内は***100分の30***が加算されます。

※上記金額には消費税を含みます。合計金額の10円未満は切り捨てます。